

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書		連 事 年	結 業 度	法人名	()	
各連結法人における試験研究費の額		1	円	平均売上金額	6	円
各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(六)「12」)		2		平均売上金額の10%相当額 $(6) \times \frac{10}{100}$	7	
試験研究費の個別増加額 (1) - (2)		3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (7)	8	
試験研究費の個別増加額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)		4		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	9	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「7」 $\times \frac{(3)}{(4)}$)		5		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「15」) $\times \frac{(8)}{(9)}$	10	
				当期控除額の個別帰属額 (5)の金額又は(10)の金額	11	

別表六の二(五)付表

平二十・四・一以後開始連結事業年度分

別表六の二（五） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特
別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと
に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」
のかつこの中に記載してください。

2 「当期控除額の個別帰属額
（(5)の金額又は(10)の金額）¹¹」は、措置法
第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける
場合には「又は(10)の金額」を消し、同項第2号
の規定の適用を受ける場合には「(5)の金額又は」
を消して記載します。